

いじめ防止基本方針

令和7年4月

○基本方針策定の趣旨

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命にまたは身体に重大な危険を生じさせるおそれのある、決して許されない行為である。

「いじめ防止対策推進法」の施行に伴い、本校では、すべての児童が安心して生活し、共に学び合うことができる環境を地域社会全体で作り上げることを目指し、学校、家庭、地域、その他関係者が連携して、いじめの未然防止と早期発見、適切な対処を図るために基本方針を定めるものである。

1 いじめの防止のための取組（未然防止のための取組等）

- (1) いじめはどの児童にも、どの学校にも起こりうることを踏まえ、すべての児童を対象としたいじめの未然防止に、主体的かつ積極的に取り組む。
- (2) 学校の教育活動全体を通じて、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことを理解させる。
 - ①いじめ防止に関する指導を年間計画に位置付ける。
 - ②いじめに同調又は傍観する行為は、いじめに加担する行為であることを理解させ、集団機能を強化する。
 - ③ネット上の不適切な書き込み等についてもいじめに該当することを理解させる。
- (3) 心の通う人間関係を構築する能力の素地やストレスに適切に対処できる力を養う。
 - ①道徳を中心に、自他を認める態度や互いに尊重し合う人間関係を育む。
 - ②縦割り班活動や自然体験活動、部活動などを通して、異年齢集団での交流や共に活動する喜び、人や自然を思いやる気持ちを培う。
 - ③児童が自己有用感を高められる場面や困難を乗り越えられるような体験の機会などを積極的に設ける。
- (4) 児童がいじめをなくすために主体的に行動するなど、学校や地域全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるように努める。
- (5) 全ての児童が参加・活躍できる授業を構築する。学級集団づくり（認め合い、助け合い、学び合い）などを目指し、一人一人が生き生きと学ぶ授業づくりに努める。
- (6) 学校基本方針をもとに「いじめ」について教職員の校内研修を行い、共通理解を図る。
 - ①年度当初に方針や取組を全教職員で共通理解を図るとともに、PDCAサイクルに応じて評価や見直しを行う。
 - ②学期末に教職員によるいじめ防止チェックを行い、反省を次学期に生かす。
 - ③教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを誘発・助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
- (7) 必要に応じて、管理職と生徒指導主事や養護教諭、関係職員による「いじめ防止対策委員会」を設置する。
- (8) 新型コロナウイルス感染症に起因するいじめ、偏見、ストレス等が発生しないように努める。

2 早期発見・早期対応の在り方（兆候を見逃さない、見過ごさないための手立て）

- (1) ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認識する。
 - ①気になる変化や気になる行為があった場合には、「ハウ（報告）レン（連絡）ソウ（相談）カード」を全職員に配付し、職員がいつでも共有できる体制をとる。
 - ②健康観察の際に一人一人の顔を見て、養護教諭との情報交換を密にする。
 - ③児童を語る会を設け、定期的に情報交換をする。様子に変化がある場合には全教職員理解の下、組織で対応する。障害をもつ児童に対しては特に配慮する。
- (2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口を児童及び保護者に周知する等、児童が訴えやすい体制を整え、学校と家庭、地域、関係機関が連携していじめの早期発見に努める。

- ①大館市のいじめアンケートをもとに実態を把握するとともに、教育相談を実施して事実確認等を行う。
- ②教職員の児童生徒への目配りや声かけして、行動観察からわずかな変化に気付くように努める。
- ③気軽に相談できる雰囲気をつくり、年間4回の教育相談を実施する。
- ④児童や保護者、教職員からの情報提供から、些細な情報にも敏感に対応する。

3 いじめへの対処

- (1) いじめであることが確認された場合、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する。
 - ①聞き取りは複数の教職員で行い、時間や場所に配慮する。できる限り、複数の児童生徒から情報を収集し「事実」を具体的に、時系列で記録し、まとめる。
 - ④いじめ防止対策委員会を開催し、集めた情報をもとに組織で判断する。また、すべての教職員で共通理解を図り、対応する教職員の役割分担を明確にする。事案に応じ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関との連携を図る。
 - ③いじめられた児童にとって信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制をつくる。辛い気持ちに寄り添い、共感的に受け止める。
 - ④いじめた児童には、いじめは人格を傷つける行為であることのみならず、自らの人間性も損なう行為であること、場合によっては犯罪に該当する行為であることを理解させる。毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
 - ⑤保護者には、現時点での状況や今後の見通し等を途中経過として伝える。
 - ⑥これまでの学校や教職員の対応を点検し、必要があれば教育委員会から指導・助言を受ける。
 - ⑦保護者には、解決したと判断できるまで、今後も注意深く見守る旨を伝える。また、児童の継続的な指導・支援・助言・観察を行う。
- (2) 重大事案が発生した場合には、従来通り、直ちに市教委に報告するのみならず、学校の設置者に報告し、学校設置者の判断の下、学校または学校の設置者が主体となって調査を行う。
 - ①いじめにより、児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
 - ②いじめにより、児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
 - ③学校の下に、重大事態の調査組織を設置する。

4 地域や家庭との連携

- (1) P T Aや地域の関係団体等といじめの問題について協議する機会を設ける。
- (2) 学校が行う体験活動や学校支援地域本部の活動の充実により、児童が大人と関わる機会を多く設定し、いじめの未然防止と早期発見に努める。
- (3) 教育相談の実施に当たっては、必要に応じて、スクールカウンセラー等との連携を図るほか、学校以外の相談窓口についても児童及び保護者に周知するなど、情報の共有や事案への対応についての連携体制を構築する。
- (4) この方針については、学校のホームページで公開する。

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等との一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。